

見舞金支給規程

第1条 この規程は、宮崎県看護協会会員の福利厚生を図るため、見舞金の基準に関する事項を定める。

2 会員等の災害等に際して、次の見舞金を支給する。

- (1) 災害見舞金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 死亡見舞金

第2条 災害見舞金は、会員の主たる住居において火災、台風等によってその財産に損害を受けた場合に、次の区分によりこれを支給する。

- (1) 火災の場合
 - ① 住居全焼 30,000円
 - ② 住居半焼 10,000円
- (2) 台風等の場合
 - ① 住宅全壊 30,000円
 - ② 住宅半壊傾斜 10,000円
 - ③ 住宅床上浸水 10,000円

第3条 傷病見舞金は、会員が会務上の事由により障害が発生し、1か月以上日常業務に従事することができなくなった場合に20,000円を支給する。

第4条 死亡見舞金は、会員が死亡した場合、見舞金20,000円を支給する。但し、会員が会務上の事由により死亡した場合の見舞金は100,000円を限度とし支給する。

2 会員並びに会員の配偶者及びその他一親等の死亡につき弔電又は花輪（生花）を支給することができる。

第5条 前3条に掲げる見舞金を受ける場合は、次の書類を添えて会長に申請するものとする。

- (1) 災害見舞金 被災状況届（別紙様式1）及び消防署・市町村発行の罹災証明書
- (2) 傷病見舞金 傷病届（別紙様式2）及び医師の診断書
- (3) 死亡見舞金 死亡届（別紙様式3）及び医師の死亡診断書
又は死亡が確認できる書類

第6条 この規程の施行について必要な事項は、常務理事と協議の上会長が決定する。

第7条 第4条の施行及びこの外見舞金相当を支給する事案が生じた場合は、常務理事と協議の上会長が決定する。

附 則

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年5月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月10日から施行する。